

藤枝市住宅用太陽光発電システム設置費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、藤枝市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成22年3月31日藤枝市告示第59号。以下「要綱」という。）に基づき、藤枝市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「市補助金」という。）業務の円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 要綱第3条第3号の市長が別に定める日とは、令和元年6月10日をいう。

2 要綱第3条第3号の市長が別に定める要件を満たす者とは、平成31年4月1日から令和元年6月9日までに補助対象機器（以下「対象機器」という。）の着工をした者をいう。

(交付の申請)

第3条 要綱第6条の市長が別に定める日とは、令和2年2月28日をいう。

2 要綱第6条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

- (1) 対象機器の工事請負契約書の写し（注文者は補助金申込者本人であること。注文者名と請負者名があり、捺印、消印された収入印紙が貼ってあるもの。工事請負契約書を省略した場合は、注文書及び注文請書の提出をもってこれに代える。ただし、共に注文者名と請負者名があり、捺印、消印された収入印紙が貼ってあるものとする。）
- (2) 藤枝市補助金用太陽光発電システムの設置に関する工事内訳書の写し（値引きがある場合は値引き後の金額を記載。内訳書の請負者印は契約書の請負者印と同一であること。）
- (3) 補助金の交付を受けようとする者が居住する市町において、市税を滞納していないことを証明できる書類（3か月以内に発行された完納証明書等）
- (4) “もったいない”エコファミリー宣言
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更（中止）承認)

第4条 要綱第10条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

- (1) 変更の場合は、変更後の内容がわかる書類の写し（工事変更契約書等）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 要綱第11条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

- (1) 対象機器の設置に係る領収書の写し
- (2) 交付申請時に提出した藤枝市補助金用太陽光発電システムの設置に関する工事内訳書の写し（交付申請後に対象機器に係る変更があった場合は、変更後の工事内訳書）
- (3) 設備認定通知書の写し
- (4) 電力会社と電力需給契約を締結したことが分かる書類（発電設備の連携に関するお知らせ等）の写し
- (5) システム（モジュール）配置図
- (6) 太陽電池モジュール設置後の建物全体写真（カラー）
- (7) 太陽電池モジュール部分の設置写真（カラー）
- (8) パワーコンディショナー設置写真及びパワーコンディショナー銘板写真（保証書又は検査成績書の写しでも可）（カラー）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（委任）

第6条 この取扱要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成24年4月2日）

この要領は、平成24年度の補助金に適用する。

附 則（平成25年4月19日）

この要領は、平成25年度以降の補助金に適用する。

附 則（平成26年4月18日）

この要領は、平成26年度の補助金に適用する。

附 則（平成27年7月16日）

この要領は、平成27年度からの補助金に適用する。

附 則（平成28年5月20日）

この要領は、平成28年度からの補助金に適用する。

附 則（平成29年4月11日）

この要領は、平成29年度からの補助金に適用する。

附 則（平成30年6月1日）

この要領は、平成30年度からの補助金に適用する。

附 則（令和元年6月10日）

この要領は、令和元年度からの補助金に適用する。

藤枝市補助金用太陽光発電システムの設置に関する工事内訳書

申請者氏名： _____

補助対象経費 (※値引きがある場合は値引き後の金額)	項目		メーカー名	型式	数量	金額(税抜)	備考	
	太陽光モジュール	1				枚	円	
		2				枚	円	
		3				枚	円	
		4				枚	円	
①太陽電池モジュール 計						円		
パワーコンディショナー (インバータ・保護装置)	1				台	円		
	2				台	円		
	3				台	円		
架 台	/		/		1 式	円		
その他付属機器	/		/		1 式	円	(注1)	
②付 属 機 器 計						円		
設置工事に係る費用	/		/		1 式	円		
③設置工事に係る費用 計						円		
補助対象経費 計【A】						円	①+②+③	
補助対象外経費	(a)					円	(注2)	
	(b)					円		
	(c)					円		
	補助対象外経費 計【B】						円	(注3)

契約書の合計	項目		金額	備考
	合計【A】 + 【B】		円	
	消費税		円	
	契約書合計		円	(注4)

以上の内容に間違いのないことを証明します

年 月 日

住所

請負者 社名

代表者名

印

契約書の請負印と
同一のもの

注1 モニターは対象外とする（但しシステム上必要不可欠の場合は対象）。

注2 補助対象外経費は、モニター、売電メーター、申請手続費用、補償費用、アンテナ等撤去費用、HEMS、屋根等の改修費、蓄電池、エコキュート、諸経費等を指す。

注3 (a)+(b)+(c)の合計がマイナスにならないようにすること。

注4 領収書、工事請負契約書等添付した書類の合計金額と合致していることを確認すること。